

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社大和証券グループ本社
【英訳名】	Daiwa Securities Group Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 鈴木茂晴
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03(5555)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 阪上光
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03(5555)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 阪上光
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 133,103,292,000円 引受人の買取引受けによる売出し 36,165,625,000円 オーバーアロットメントによる売出し 26,250,000,000円
	(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	222,135,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

- (注) 1 平成21年6月26日(金)開催の当社執行役員会(平成16年6月23日(水)開催の取締役会決議により株式の発行及び自己株式の処分を含む財務に関する事項の決定を委任されております。以下同じ。)の決議によります。当該執行役員会においては、本新規発行株式を含む募集による新株式発行、自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)、オーバーアロットメントによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当による新株式発行が決議されております。
- 2 平成21年6月26日(金)開催の当社執行役員会において決議された日本国内外における募集による新株式発行(以下、「本件内外募集」という。)に係る株式数は302,635,000株です。本件内外募集に係る株式数のうち、本「1 新規発行株式」及び「2 株式募集の方法及び条件」に記載の本届出書の対象となる日本国内における募集(以下、「国内一般募集」という。)に係る株式数(以下、「国内募集株数」という。)の本届出書提出日現在の見込数は上記発行数であり、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下、「海外販売」という。)される株式数(以下、「海外販売株数」という。)の本届出書提出日現在の見込数は80,500,000株であります。
- なお、海外販売株数は、国内一般募集に係る株式とともに「3 株式の引受け」に記載の引受人(以下、「引受人」という。)の買取引受けの対象となる株式の数(以下、「海外募集株数」といい、本届出書提出日現在の見込数は70,000,000株である。)及び海外販売のために当社が引受人に付与する当社普通株式を追加的に発行することを請求する権利の対象となる株式の数(以下、「海外追加発行オプション株数」といい、本届出書提出日現在の見込数は10,500,000株である。)の合計数であります。
- なお、国内募集株数(新規発行株式の発行数)及び海外募集株数は、本件内外募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の自己株式の処分による売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。海外販売の内容につきましては、「第三部 参照情報 第1 参照書類 2 臨時報告書」に記載の平成21年6月26日(金)付臨時報告書及び「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 3 国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、S M B Cフレンド証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 本件内外募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成21年6月26日(金)開催の当社執行役員会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B Cフレンド証券株式会社を割当先とする当社普通株式42,000,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 5 本件内外募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成21年7月8日(水)から平成21年7月13日(月)までのいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で国内一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	222,135,000株	133,103,292,000	66,551,646,000
計(総発行株式)	222,135,000株	133,103,292,000	66,551,646,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本届出書提出日現在における、国内募集株数(新規発行株式の発行数)の見込数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、「第三部 参照情報 第1 参照書類 2 臨時報告書」に記載の平成21年6月26日(金)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所市場第一部の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	1,000株	自 平成21年7月14日(火) 至 平成21年7月15日(水) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成21年7月21日(火) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成21年7月8日(水)から平成21年7月13日(月)までのいずれかの日(発行価格等決定日)に、国内一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内募集株数)、海外販売株数、海外募集株数、海外追加発行オプション株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の差引手取概算額上限、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の差引手取概算額、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の払込金額の総額、処分諸費用の概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額を含む。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiwa-grp.jp/press/index.cfm>)(以下、「新聞等」という。)において公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 - 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成21年7月2日(木)から平成21年7月13日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成21年7月8日(水)から平成21年7月13日(月)までを予定しております。
- したがって、

発行価格等決定日が平成21年7月8日(水)の場合、申込期間は「自 平成21年7月9日(木) 至 平成21年7月10日(金)」、払込期日は「平成21年7月15日(水)」

発行価格等決定日が平成21年7月9日(木)の場合、申込期間は「自 平成21年7月10日(金) 至 平成21年7月13日(月)」、払込期日は「平成21年7月16日(木)」

発行価格等決定日が平成21年7月10日(金)の場合、申込期間は「自 平成21年7月13日(月) 至 平成21年7月14日(火)」、払込期日は「平成21年7月17日(金)」

発行価格等決定日が平成21年7月13日(月)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおりとなりますのでご注意ください。

- 4 本件内外募集の主幹事会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社ですが、当社株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び募集に関して、同社はドイツ証券株式会社と共同で行います。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成21年7月8日(水)の場合、受渡期日は「平成21年7月16日(木)」

発行価格等決定日が平成21年7月9日(木)の場合、受渡期日は「平成21年7月17日(金)」

発行価格等決定日が平成21年7月10日(金)の場合、受渡期日は「平成21年7月21日(火)」

発行価格等決定日が平成21年7月13日(月)の場合、受渡期日は「平成21年7月22日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(注)上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、国内一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号		
S M B C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
計		222,135,000株	

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、本届出書提出日現在における、国内募集株数(新規発行株式の発行数)の見込数(引受株式数は未定)に係るものであります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
133,103,292,000	743,000,000	132,360,292,000

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本届出書提出日現在における、国内募集株数(新規発行株式の発行数)の見込数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、「第三部 参照情報 第1 参照書類 2 臨時報告書」に記載の平成21年6月26日(金)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額132,360,292,000円については、海外販売の差引手取概算額上限47,965,600,000円並びに本件内外募集と同日付をもって当社執行役会で決議された引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の差引手取概算額34,658,708,000円及び本件第三者割当増資の差引手取概算額上限25,025,400,000円と合わせた、差引手取概算額合計上限240,010,000,000円について、リテールビジネス及びアジア・新興国を中心とした海外ビジネス等の拡大に向けて、ファンド出資資金に48,000,000,000円(一部連結子会社を通じた出資を含む。)、当社の子会社への投融資に125,000,000,000円を充当します。当該子会社は、その資金を投融資及び運転資金に充当する予定であります。また、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

発行価格等決定日に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を売出人である当社に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金となります。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	57,865,000株	36,165,625,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 株式会社大和証券グループ本社

- (注) 1 平成21年6月26日(金)開催の当社執行役員会において、自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)に関する決議を行っております。
- 2 国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、S M B C フレンド証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 売出価額の総額は、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
- 4 本件内外募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所市場第一部の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	自 平成21年7月14日(火) 至 平成21年7月15日(水) (注)3	1,000株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムピー株式会社 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 ドイツ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号 S M B C フレンド証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 三菱UFJ証券株式会社	(注)5

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、売出価格及び引受価額(売出人である当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)については、平成21年7月8日(水)から平成21年7月13日(月)までのいずれかの日(発行価格等決定日)に決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内募集株数)、海外販売株数、海外募集株数、海外追加発行オプション株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の差引手取概算額上限、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の差引手取概算額、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の払込金額の総額、処分諸費用の概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額を含む。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiwa-grp.jp/press/index.cfm>)(新聞等)において公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、平成21年7月22日(水)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成21年7月2日(木)から平成21年7月13日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成21年7月8日(水)から平成21年7月13日(月)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成21年7月8日(水)の場合、申込期間は「自 平成21年7月9日(木) 至 平成21年7月10日(金)」、受渡期日は「平成21年7月16日(木)」

発行価格等決定日が平成21年7月9日(木)の場合、申込期間は「自平成21年7月10日(金)至平成21年7月13日(月)」、受渡期日は「平成21年7月17日(金)」

発行価格等決定日が平成21年7月10日(金)の場合、申込期間は「自平成21年7月13日(月)至平成21年7月14日(火)」、受渡期日は「平成21年7月21日(火)」

発行価格等決定日が平成21年7月13日(月)の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおりとなりますのでご注意ください。

- 4 引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社ですが、当社株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び売出しに関して、同社はドイツ証券株式会社と共同で行います。

5 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。なお、引受人の手取金は「第1募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と1株につき同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券エスエムビーシー株式会社	43,399,000株
ドイツ証券株式会社	8,680,000株
S M B C フレンド証券株式会社	3,472,000株
三菱UFJ証券株式会社	2,314,000株

- 6 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 7 申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。払込期日は、受渡期日の前営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成21年7月8日(水)の場合、払込期日は「平成21年7月15日(水)」

発行価格等決定日が平成21年7月9日(木)の場合、払込期日は「平成21年7月16日(木)」

発行価格等決定日が平成21年7月10日(金)の場合、払込期日は「平成21年7月17日(金)」

発行価格等決定日が平成21年7月13日(月)の場合、払込期日は「平成21年7月21日(火)」

となりますのでご注意ください。

- 8 申込証拠金には、利息をつけません。

- 9 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

- 10 引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)に関する払込取扱場所

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

上記払込取扱場所での申込みの受付は行いません。

<参考> 引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の手取金の使途

(1) 引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の手取金の額

払込金額の総額(円)	処分諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
34,672,708,000	14,000,000	34,658,708,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、処分諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額34,658,708,000円の使途については、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	42,000,000株	26,250,000,000	東京都中央区日本橋兜町7番12号 S M B C フレンド証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、42,000,000株を上限としてS M B C フレンド証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記のオーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内募集株数)、海外販売株数、海外募集株数、海外追加発行オプション株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の差引手取概算額上限、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の差引手取概算額、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の払込金額の総額、処分諸費用の概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額を含む。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiwa-grp.jp/press/index.cfm>)(新聞等)において公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 売出価額の総額は、平成21年6月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成21年 7月14日(火) 至 平成21年 7月15日(水) (注) 1	1,000株	1株につき売出 価格と同一の 金額	S M B Cフレン ド証券株式会 社の本店及び国内 各支店		

(注) 1 株式の受渡期日は平成21年7月22日(水)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、42,000,000株を上限としてS M B Cフレンド証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成21年6月26日(金)開催の当社執行役員会において、S M B Cフレンド証券株式会社を割当先とする当社普通株式42,000,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成21年8月11日(火)を払込期日として行うことを決議しております。また、同執行役員会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、国内一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

S M B Cフレンド証券株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、国内一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当又は海外販売に係る株式の決済に充当するためにドイツ証券株式会社に譲渡する場合があります。

また、S M B Cフレンド証券株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、申込期間終了日の翌日から平成21年8月6日(木)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B Cフレンド証券株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

上記の他、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式がある場合には、かかる当社普通株式の全部又は一部を海外販売に係る株式の決済に充当する場合があります。また、申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式が、大和証券エスエムピーシー株式会社に生じた場合には、当該当社普通株式のうち海外販売に係る株式の決済に充当されなかった当社普通株式について、S M B Cフレンド証券株式会社がこれを取得し、かかる当社普通株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

S M B Cフレンド証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の申込期間中に申込みのなされなかった当社普通株式のうち貸借株式の返還に充当する株式数並びに安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、大和証券エスエムピーシー株式会社及びドイツ証券株式会社と協議の上、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がある限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B Cフレンド証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、S M B Cフレンド証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成21年7月8日(水)の場合、「平成21年7月11日(土)から平成21年8月6日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成21年7月9日(木)の場合、「平成21年7月14日(火)から平成21年8月6日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成21年7月10日(金)の場合、「平成21年7月15日(水)から平成21年8月6日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成21年7月13日(月)の場合、「平成21年7月16日(木)から平成21年8月6日(木)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

本件内外募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社は大和証券エスエムピーシー株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券エスエムピーシー株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本件内外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券エスエムピーシー株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社ロゴ  を記載します。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

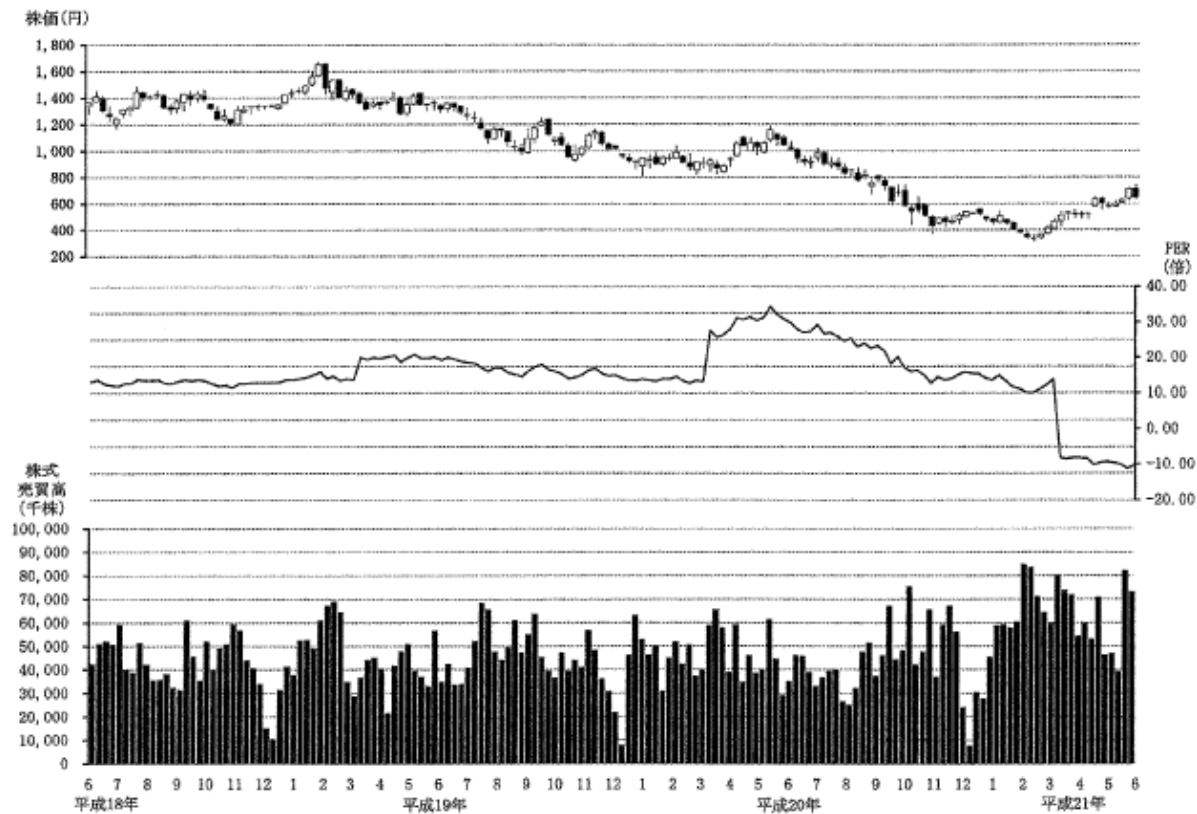
今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内募集株数)、海外販売株数、海外募集株数、海外追加発行オプション株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の差引手取概算額上限、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の差引手取概算額、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、引受人の買取引受けによる売出し(自己株式の処分)の払込金額の総額、処分諸費用の概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額を含む。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiwa-grp.jp/press/index.cfm>)(以下、「新聞等」という。)において公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

〔株価情報等〕

1 株価、PER及び株式売買高の推移

平成18年6月26日から平成21年6月19日までの株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1
- ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。
- 2 PERの算出は以下の算式によります。

$$\text{PER(倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

- ・ 平成18年6月26日から平成19年3月31日については、平成18年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益(連結)を使用。
- ・ 平成19年4月1日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益(連結)を使用。
- ・ 平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益(連結)を使用。
- ・ 平成21年4月1日から平成21年6月19日については、平成21年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純損失(連結)を使用。

2 大量保有報告書等の提出状況

平成20年12月26日から平成21年6月19日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社	平成21年2月27日	平成21年3月4日	変更報告書	45,240,000	3.22
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユーケー)リミテッド				2,116,000	0.15
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク				2,299,000	0.16
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク				5,430,248	0.39

- (注) 1 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユーケー)リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク及びジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクは共同保有者であります。
- 2 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また、大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 平成21年6月22日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成21年6月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成21年6月26日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本2の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、参照書類である有価証券報告書(第72期事業年度)「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」を一括記載したものであり、本有価証券届出書提出日(平成21年6月26日)現在においても変更はありません。従いまして、文中にある「有価証券報告書」とは平成21年6月22日に関東財務局長に提出された第72期事業年度の有価証券報告書を指します。

なお、当該有価証券報告書中における将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項に関し、以下のようなリスクがあげられます。これらのリスクは必ずしもすべてのリスクを網羅したのではなく、現時点では想定していないリスクや重要性が乏しいと考えられるリスクも、今後当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 最近の世界的金融危機及び信用危機に関するリスク

平成20年以降の世界的金融危機及び信用危機は、欧米諸国をはじめとする世界各国の実体経済に重大な影響を与えており、これを受けて日本国内の金融・経済情勢も大幅に悪化しました。

平成19年の米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安は、平成20年3月半ばのベア・スターンズに対する米国政府による緊急融資を区切りとして一旦は収束へ向かったかのようにみえました。しかし、平成20年9月に米国大手投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻すると、金融機関の相互不信が一気に深まり、その影響で欧州インターバンク市場金利のLIBORが急騰するなど、金融市場の混乱は世界的な金融危機へと発展しました。こうした中で各国金融機関が、消費者、企業、さらには投資ファンド等への融資姿勢を急速に厳しくしたこともあり、金融資本市場の機能低下が、次第に実体経済を深刻な状態に陥れました。

かかる金融・経済危機の深刻化により、投資家心理は急速に冷え込み、また、世界的な信用収縮の中で企業の直接金融による資金調達も低調となったほか、株式相場下落、不動産市況の低迷、さらには急激な円高等、当社グループのコア事業である有価証券関連業、その他の主要業務であるアセット・マネジメント業務、投資業務等に悪影響を及ぼす様々な事象が生じました。例えば、株式市況の急激な悪化により株式売買や有価証券引受案件が減少すると共に、株式投資信託の販売額や運用資産残高も減少したため、当社グループの受入手数料や信託報酬は大幅に減少しました。また、株式相場下落や企業の業績悪化、投資先が保有する不動産価格の評価損などにより、投資部門において計上される営業投資有価証券関連損益は794億円の損失となりました。

このような世界的な金融・経済危機の拡大に対処するため、日本を含めた主要国の政府や中央銀行が金融財政政策を打ち出しておりますが、それらが迅速かつ十分に機能しなかった場合には、このような厳しい金融・経済環境が今後も継続または悪化する可能性があります。このような事態は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外的要因によるリスク

当社グループのコア事業である有価証券関連業務は、マーケットに急激な変動を生じさせる予測不可能な出来事の発生により大きな影響を受ける傾向があります。例えば、平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ、平成19年以降の米国サブプライムローン問題、さらに平成20年の米国リーマン・ブラザーズの経営破綻がもたらした社会・経済・金融等の混乱や機動的状況は、いずれも当社グループの業績に重大な影響を及ぼしました。

また、戦争、自然災害、新型インフルエンザの大流行や情報・通信システム、電力供給といったインフラストラクチャーの障害等の外的要因も、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスク

株式の売買委託手数料率の自由化をはじめとする一連の急速かつ大幅な規制緩和を契機として、当社グループのコア事業である有価証券関連業務における競争は、厳しいものとなっています。参入規制がほぼ撤廃されて、銀行その他の証券会社以外の金融機関等による新規参入が促されるとともに、金融商品規制も大幅に緩和されたことで、有価証券に関連する業務や商品の自由度・多様性が増しました。近年増加しつつある銀行系証券会社や外資系証券会社による経営統合・再編に加え、上記の規制緩和の影響を受けてオンライン専門証券会社も勢力を拡大したほか、デリバティブ商品の拡大や投資信託の銀行窓販の拡大、証券会社・銀行における保険商品の販売、金融機関や事業会社による証券仲介業への参入などが進みました。さらに、平成21年6月1日に施行された金融商品取引法の改正においてファイアーウォール規制の見直しが行われ、同一金融グループ内の銀行と証券会社との間の役員兼職規制が撤廃されるとともに、顧客の非公開情報の授受制限が緩和されたことが、かかる競争状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内の金融機関同士の統合や業務提携だけでなく、国内外の金融機関による国境を越えた経営統合・再編・買収・提携等が行われており、このような動きは昨今の世界的な金融危機の影響を受けてさらに加速しました。国内における最近の事例では、野村ホールディングス株式会社によるリーマン・ブラザーズの事業買収、株式会社みずほフィナンシャルグループ傘下のみずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによるモルガン・スタンレーへの資本参加と両社グループ間の戦略的アライアンス、株式会社三井住友銀行による日興コーディアル証券株式会社の全事業及び日興シティグループ証券株式会社の事業の一部の取得に関する、株式会社三井住友フィナンシャルグループとシティ・グループとの合意等があります。このような経営統合・再編・買収・提携等は、今後の日本の証券業界の競争環境に影響を及ぼす可能性があります。こうした状況のもとで、巨大かつ総合化した金融グループは、顧客基盤及び店舗ネットワークの強化や、幅広い金融商品やサービスの提供をうけるため、当社グループが、これらの金融グループに対して、金融商品またはサービスの多様性・クオリティ・迅速性や、競合する事業における価格面等の点で十分な競争力を発揮できない場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 戦略的提携関係に関するリスク

当社グループは、平成10年に株式会社住友銀行(当時)と合弁事業契約を締結し戦略的提携関係に入り、現在は持株会社である三井住友フィナンシャルグループと提携関係を継続しております。同社は、法人向け証券業務を行う大和証券エスエムピーシー(持株会社化前の当社から、平成11年4月にホールセール証券業務の営業を譲受け大和証券エスビーキャピタル・マーケットとして開業。同社に関する最近の動向については下記「(5)三井住友フィナンシャルグループによるシティグループ・インクからの日本におけるホールセール証券事業等の取得に関するリスク」を参照。)の株式の40%、投資信託及び投資顧問業務を行う大和住銀投信投資顧問の株式の44%を保有しており、それぞれ合弁事業の提携パートナーとなっております。また、投資業務においても、平成17年5月13日に締結したベンチャー・キャピタル業務合弁事業契約に基づき、同社の銀行子会社である株式会社三井住友銀行が大和SMB Cキャピタルの株式の40%を保有しており、提携パートナーとなっております。以上の提携について、三井住友フィナンシャルグループが経営方針や提携戦略を変更した場合や、今後予想されない市場環境や事業環境の変動等が生じた場合等には、必ずしも当社の意図どおり推移する保証はなく、また将来において、合弁事業契約の変更や解除などを余儀なくされる等により、三井住友フィナンシャルグループとの間の戦略的提携関係の内容が変動したり提携関係自体が解消されたりするリスクもあります。また、かかる事態に対応するために多額の費用を要するリスクもあります。

(5) 三井住友フィナンシャルグループによるシティグループ・インクからの日本におけるホールセール証券事業等の取得に関するリスク

当社グループは、現在、上記「(4)戦略的提携関係に関するリスク」に記載のとおり、当社が60%、三井住友フィナンシャルグループが40%を出資する合弁会社という枠組みで経営されている当社の連結子会社である大和証券エスエムピーシーを中核として、ホールセール証券事業について三井住友フィナンシャルグループと戦略的提携を行っております。大和証券エスエムピーシーは、両社間の戦略的提携関係の下で、両社グループが持つ広範な顧客基盤・店舗ネットワークやノウハウを活かして、ホールセール証券事業を展開しています。

ところで、三井住友フィナンシャルグループは、平成21年5月28日付有価証券届出書において、「当社の子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年5月1日付で、シティグループ・インクの完全子会社である日興シティホールディングス株式会社等との間で、リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社の全ての事業(一部資産・負債を除く)及びホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業(以下、「対象事業」と総称する。)並びに対象事業に関連する関係会社の株式、「日興」に関連する商標権及び政策保有株式等を含むその他の資産を、関係当局の許認可等が得られることを前提として取得することに合意しております。」と開示しています。一方、同社(以下の引用文中では、同社グループは「当社グループ」と表示されています。)は、当該事業取得に係るリスクのひとつとして、「当社グループは、対象事業等の有する将来性等を見込んだうえで対象事業等の取得を決定していますが、その前提とは異なる経済金融環境が生じた場合や対象事業等に関わる従業員が流出した場合、顧客基盤の引き継ぎが円滑に行えない場合、対象事業等の取得の結果として他の提携先や出資・買収先との関係が悪化し、又は、提携関係等の見直しを余儀なくされる場合等には、想定した成果が得られない可能性や、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループは現在、持分法適用関連会社である大和証券エスエムピーシー株式会社をホールセール証券事業の中核として事業展開しており、今後は、新・日興証券の取得や、日興シティホールディングス株式会社及び日興シティグループ証券株式会社との業務提携の検討により、ホールセール事業の更なる強化を企図していますが、当該強化については、これらの関係者や株式会社大和証券グループ本社との関係が今後の協議によるため、必ずしも当社グループが想定している成果が得られるとは限りません。」との開示を行っています。また、同届出書においては、同社の合弁事業や提携関係等に関するリスクとして、「当社グループの提携先又は当社グループのいずれかが、戦略を変更し、相手方との提携により想定した成果が得られないと判断し、あるいは財務上・業務上の困難に直面すること等によって、提携関係が解消される可能性があります。」とも開示されております。

当社としては、当社グループのホールセール証券事業および同事業を担う大和証券エスエムピーシーの経営の枠組み等については、現在の三井住友フィナンシャルグループとの戦略的提携関係を継続するという基本的方針の下で、同社による、三井住友銀行を通じたシティグループ・インクからの上記事業取得に関連して、同社が上記届出書において記載している「ホールセール事業の更なる強化」を目指した協議を同社との間で行う所存です。

しかしながら、かかる協議にもかかわらず、三井住友フィナンシャルグループとの間で大和証券エスエムビーシーの経営の枠組みを含む今後のホールセール証券事業の経営方針、成長戦略、その他の具体的な提携内容等について合意に至ることができなかった場合には、上記の「ホールセール事業の更なる強化」を含む、当社が企図した成果が得られなくなるほか、同事業に関する三井住友フィナンシャルグループとの戦略的提携関係が変更または解消される可能性もあります。このような事態が発生した場合には、当社グループの事業戦略の大幅な見直しが必要となる可能性があるとともに、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす結果となる可能性があります。

(6) グループ戦略が奏功しないリスク

当社グループは、持株会社体制のもと、グループの経営資源を有価証券関連業務に集中し、大和証券並びに大和証券エスエムビーシーの証券子会社2社に加え、大和証券投資信託委託、大和総研などのグループ会社間のシナジー効果により、グループ全体の企業価値を最大化することを目指しております。しかしながら、以下のような場合をはじめとする様々な要因により、上記のグループ戦略に変更が生じる場合や、グループ会社間の業務、その他の連携が十分に機能しない場合には、グループ戦略が功を奏しない可能性や想定していた成果をもたらさない可能性があり、その場合、当社グループの事業、財政状態及び経営戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

国内外の経済・金融情勢が一層悪化した場合

競争環境の変化により、当社グループの期待する収益を得られない場合

三井住友フィナンシャルグループとの提携関係を含めた、当社グループ内外との事業提携・合併関係、業務委託関係が変動あるいは解消した場合

法制度の大幅な変更があった場合

(7) 業績の変動性に伴うリスク

当社グループのコア事業である有価証券関連業務をはじめ、その他の主要業務であるアセット・マネジメント業務、投資業務は、お客様との取引から得られる手数料、トレーディング損益、営業投資有価証券関連損益等が大幅に変動し易いという特性を持っております。当社グループでは業績の安定性を向上させるべく、リテール業務における預り資産の拡大やインベストメント・バンキング業務の収益構造の多様化、アセット・マネジメント業務における契約資産残高の拡大、市場リスクや信用リスクをはじめとする各種のリスク管理の強化、経費管理の徹底等の努力を行っておりますが、これらの施策は有価証券関連業務に伴う業績の変動性をカバーすることを保証するものではなく、とりわけ経済・金融情勢が著しく悪化した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。平成21年3月期においては、「(1)最近の世界的金融危機及び信用危機に関するリスク」に記載した世界的金融危機及び信用危機の影響等により、当期純損益が850億円の損失となりました。当社グループの過去3連結会計年度における連結業績の推移は次のとおりです。

< 最近3年間の当社の連結業績 >

回次	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益 (百万円)	917,307	825,422	413,936
純営業収益 (百万円)	526,764	447,491	199,544
経常利益又は経常損失() (百万円)	195,415	90,143	141,150
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	92,724	46,411	85,039

(8) ブローカレッジ業務に伴うビジネス・リスク

ブローカレッジ業務では、市況の低迷でお客様の証券投資需要が低調となったり、日本の証券市場のリスクを避ける投資行動が強まったり、リスク資産を保有することそのものに対して消極的な傾向が強まったりすると、収益が大きく低下する可能性があります。また、店舗、営業員、オンライン取引システム等を必要とするため、不動産関係費、人件費、システム投資等に係る減価償却費等の固定的経費を要する傾向があります。したがって、上記のような要因により収益が大きく低下したときは、経費抑制努力で対応しきれず、採算割れとなるリスクがあります。

(9) トレーディング業務に伴うビジネス・リスク

トレーディングにおける現物取引やデリバティブ取引に内在する様々なリスクのなかには、市場動向や税制、会計制度の変更等の影響でお客様の取引需要が減少して収益が低下するリスクや、急激かつ大幅な市況変動でディーラーの保有ポジションの時価が不利な方向に変動して損失が発生するリスク、低流動性のポジションを保有していたため市況変動に対応して機敏に売却することができず損失が発生するリスク等があります。

これらのうち、主要なものは市場リスク(株式・金利・為替・コモディティなどの相場が変動することにより、損失を被るリスク)と信用リスク(与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、あるいは債務が履行されないことにより損失を被るリスク)です。

そのため、当社グループでは、各商品のトレーディングにかかるリスクを軽減するために、各商品の過去の市場価格の推移や各商品の価格変動の相関を参考に、必要に応じて様々なヘッジ取引を行っておりますが、予想を超える市場の変動や突発的に発生する個別の事象等により、ヘッジが有効に機能しない可能性もあります。さらに、トレーディング・ポジションの内容が特定の銘柄や業種等に偏ると、ポートフォリオ全体の分散効果が得られにくくなるほか、ポジションの円滑な処分も困難になるため、リスクが顕在化した場合の損失額が大きく膨らむ傾向があります。

(10) インベストメント・バンキング業務に伴うビジネス・リスク

インベストメント・バンキング業務は、様々な業務を含みます。法人のお客様の財務面でのニーズに対応して、債券、上場株式、新規公開株式、資産流動化証券等の引受け、募集・売出しを行うほか、仕組み証券やストラクチャード・ファイナンスの組成に関する業務、M&A、事業再編や新規公開に関するアドバイザー業務も行います。これらの業務には、概して証券市況に影響されて取引規模及び取引量が急激に変動する特性があります。また、引受業務には、引受けた証券が市況の下落等で円滑に投資家に販売できない場合、引受けた証券を保有することなどにより、市場価値の下落による損失を被るリスクがあります。引受業務におけるポジションリスクは、単一の銘柄でかつ巨額なポジションとなり、適時に効果的なリスク回避の手段をとることができないため、通常のトレーディングにおけるポジションリスクよりも重大なリスクとなり得ます。また、引受業務には、有価証券の募集・売出しにかかる発行開示が適切になされなかった場合には、金融商品取引法に基づき引受会社として投資家から損害賠償請求を受けるリスクがあります。

(11) アセット・マネジメント業務に伴うビジネス・リスク

アセット・マネジメント業務の収益は、運用資産の残高に基づく一定料率または実績連動の報酬です。したがって、昨年来の金融危機時のように市場の変動によって運用資産の評価額が下落した場合や、お客様の資産運用の動向が変化(預金等の安定運用志向の高まりを含む。)したり、あるいは当社グループの運用実績が競合他社に比べて低迷するなどして、解約等が増加し、運用資産が減少した場合には、当社グループの収益は減少します。また、アセット・マネジメント業務の主力商品である投資信託に関しては、販売活動の報酬である募集・売出しの取扱手数料も、お客様の資産運用の動向等によって変動するため、特に市況の低迷期においては、収益は低下します。

他方、アセット・マネジメント業務の経費構造は、システム関連経費や人件費が中心であって、固定費的な要素が強いため、収益の低下が著しい場合には採算割れとなるリスクがあります。

(12) 投資業務に伴うビジネス・リスク

投資業務には、将来、株式公開が見込まれると判断したベンチャー企業等の株式等を取得し、株式公開時に当該株式を売却し利益を得ることを主たる目的とするベンチャー・キャピタル業務や、自己の資金により企業の株式等を取得・保有し、経営改善等によって投資先企業の価値を高めた上で当該株式等を転売し利益を得ることを主たる目的とするプリンシパル・インベストメント業務などがあります。

ベンチャー企業等は、一般的に、事業運営の歴史が浅く、多くの場合事業運営モデルが確立しておらず、資金調達手法や商品・サービスに対する長期的な需要の確保に不確実性が見られ、優秀な人材の継続的雇用も保証されていない等、経営全体の基盤が安定していない傾向が強く、さらに創業者等の特定の人物に対する依存度が著しく高い場合が多いといった、多種多様なリスク要因を包含しています。したがって、投資後に投資先企業の企業価値が低下する場合や投資先企業が倒産する場合もあり、結果として損失を被る可能性があります。

また、ベンチャー企業等が株式公開を目指してから実際の公開に至るまでには一般に相当の期間を要することから、投資期間も長期にわたる傾向があります。さらに、投資先企業のすべてが株式公開を実現する保証はなく、投資先企業の株式公開が実現した場合においても、当該企業の株式等の取得原価を上回る価額で当該株式等を株式市場等で売却できるとは限らないため、期待された売却益が実現しない可能性や売却損もしくは評価損が発生する可能性もあります。

プリンシパル・インベストメント業務は、保有する有価証券やその他の資産のポジションの流動性が低いこと、投資先の分散によるリスク抑制が行い難いこと、保有期間が長いこと、投資開始時点で経営に何らかのリスク要因のある企業を投資対象とする場合が多いこと、売却時に国内外の規制上の障害があって処分が妨げられたり処分までに長期間を要することがありうることなどから、成功した場合のリターンが大きい代わりにリスクも高いビジネスです。なお、平成21年3月期は、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツにおいて、投資先の業績低迷などの要因により保有有価証券価額が下落し、また投資先が保有する不動産価格の評価損などにより、営業投資有価証券関連損益は751億円の損失を計上しました。保有株式等を転売する場合には、取得原価を上回る価額で転売できるとは限らないため、期待された売却益が実現しない可能性や売却損、もしくは保有株式等の転売を行わない場合には評価損が発生する可能性もあります。

(13)投資有価証券に関するリスク

当社グループは、提携・友好関係の維持や構築などを目的として、対象企業等の株式等を保有しております。このうち、市場性のある株式等については市場価格の下落により、それ以外の株式等については当該対象企業等の財政状態及び経営成績の悪化等を起因とする減損損失あるいは評価損が発生することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、上記株式等について、保有意義の希薄化等を理由に売却を実行する際、市場環境もしくは対象企業等の財政状態及び経営成績等によっては、期待する価格または時期に売却できない可能性があります。

なお、平成21年3月期においては、投資有価証券評価損245億円を特別損失として計上しました。

(14)海外事業に関するリスク

当社グループの海外拠点は、日本とのクロスボーダー取引を中心に、日本国債や日本株を初めとする日本ないし円関連商品の引受け・販売等、日本の事業基盤に根ざしたサービスを提供しております。また、当社グループは現在、アジアを中心とする新興国市場における事業基盤の拡大にも取り組んでおります。

海外の事業基盤は、国内の事業基盤と比較するとその規模、収益の安定性、商品・サービスの多様性をはじめとする様々な点で限定的であり、お客様の取引ニーズの変動や市場環境、政治・金融・経済情勢の変動の影響をより強く受け易く、これらの変動の程度やリスク管理の状況によっては減収または損失を被る可能性があります。また、海外事業については、投下した資本並びに収益が為替リスクに晒されていることや、現地における法規制等の変更により、引受業務、投資業務並びに出資する合弁会社の事業に制約を受ける可能性や投下資本の価値が変動する可能性があります。

(15)自己資本規制比率に関するリスク

当社グループにおいて、第一種金融商品取引業を営む大和証券、大和証券エスエムピーシー及び日の出証券は、金融商品取引法の定めにより自己資本規制比率の適正維持(120%以上)が求められます。同比率が著しく低下した場合には、レピュテーション・リスクの波及や信用水準の低下により流動性懸念を生ずる可能性があります。さらに、有効な資本増強策を講じられない場合には、早期是正措置の発動により業務停止や業登録の取り消しを監督当局から命ぜられる可能性があります。

また、国際的に活動する金融商品取引業者グループに課される連結自己資本規制比率(「(19)規制等に関するリスク」参照)に関しても同様のリスクが想定されます。

(16)当社グループが発行する有価証券に関するリスク

当社株式は、東京、大阪、名古屋の各金融商品取引所に上場されており、その売買については金融商品取引法をはじめとする関連法令及び各金融商品取引所が定める諸規則等に基づいて行われております。これらの規則等により、当社に係る重要情報の周知を目的として売買停止の措置がなされ、あるいは当社株式について大量の注文執行により売買が一時的に停止されるなど、当社株式の売買ができなくなる状況が生じる可能性があります。

当社は、ストック・オプションの目的で新株予約権を発行しておりますが、将来において新株予約権の行使がなされた場合は、1株当たり利益が希薄化する可能性があります。また、当社株式を大量に保有する株主が当社株式を売却することに伴って、株価が下落する可能性があります。

(17)流動性リスク

当社グループは、多くの資産及び負債を用いて有価証券関連業務を中心としたビジネス活動を行っております。このため、適切な流動性を確保し、財務の安定性を維持することが必要となります。しかし、市場環境の激変、クレジット・クラッシュ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合、短期金融市場や債券市場、金融機関からの資金調達に困難になり、資金繰りが厳しい状況に追い込まれたり、通常よりも著しく高い調達コストを要求される等のリスクがあります。

当社グループが、短期金融市場や債券市場等または金融機関から資金調達することが困難になった場合には、保有する資産を圧縮する等の対応が必要となります。しかし、市場環境の悪化により市場全体の流動性が低下すると、当社グループが売却しようとする資産のうち信用度の低い資産の流動性はより一層低下し、保有資産の処分ができなくなったり、取得原価を大幅に下回る価格であっても売却せざるを得なくなるリスクがあります。

こうした流動性リスクが顕在化した場合、当社グループの事業活動に制約を受ける可能性や、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) システム・リスク及びその他のオペレーショナル・リスク

不適切な内部プロセスや、役職員あるいはコンピューター・システムによる業務運営のなかで過誤が発生するリスク(いわゆるオペレーショナル・リスク)も当社グループの業績及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

オペレーショナル・リスクには、以下のようなものがあります。

当社グループの役職員によるお客様からの注文の誤発注といった正確な事務処理を怠ることによるものや事故・不正等が発生することにより損失が生じるリスク

情報管理の教育及び規則遵守の徹底不足により顧客情報が流出するリスク

不慮の災害や外部からの不正侵入等によりコンピューター・システムのダウン及び誤作動等が発生し、業務遂行に支障をきたすリスク

予想を大きく超える取引急増に起因するシステム障害の発生等によりお客様からの注文等を適切に処理できなくなるなどの業務遂行に支障をきたすリスク

特に有価証券関連業務においては、取引の執行や売買代金の計算処理などを行うコンピューターのシステム異常、ハッカー等によるコンピューター・システムへの不正アクセスによってデータの改竄や顧客情報の流出等が起きる可能性があります。そのため業務が正常に行えなくなることによる機会損失の発生、損害賠償責任、社会的信用の低下等を通じて当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 規制等に関するリスク

当社グループの各社は、その業務の種類に応じて業法による規制を受けております。グループの主たる証券会社である大和証券及び大和証券エスエムビーシーのほか、大和証券投資信託委託、大和住銀投信投資顧問、大和S M B Cキャピタル等が、金融商品取引業者として金融商品取引法等の規制を受けております。特に、両証券会社には、平成21年6月1日に施行された金融商品取引法の改正においてファイアーウォール規制の見直しが行われたのに伴い、利益相反による弊害防止の実効性を確保する観点から、お客様の利益が不当に害されることがないように、適正な情報管理と内部管理体制の整備が求められております。また、両証券会社は貸金業等の兼業業務に関して関係法令上の規制にも服しております。さらに、当社グループは金融商品取引法の定めにより、親法人等・子法人等が関与する行為の弊害防止のため、当該関係を利用した一定の取引の制限や、親法人・子法人間での情報授受や利用の制限等を受けており、また、当社は、一部のグループ各社の主要株主として、監督当局が公益又は投資家保護のために必要かつ適当であると認めるときは報告・資料提出命令等一定の規制を受ける可能性があります。一方、海外の子会社には現地の法制上、証券会社や金融機関としての規制を受けるものもあります。

上記のように、当社グループの事業の多くは行政及び自主規制団体による監督・規制のもとにあり、将来における法規・規程、政策の変更が当社グループの事業活動や経営体制、更には当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」における「国際的に活動する金融商品取引業者グループ」に属しており、連結ベースでの自己資本の適切性を含む一定の連結ベースでの監督を受けております。このため将来における規制等の変更によっては当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。

(20) 法令遵守に関するリスク

当社グループは、グループ全体の内部統制機能を強化し、より充実した内部管理体制の構築に努めるとともに、役職員に対する教育・研修等を通じ、インサイダー取引規制を含め法令遵守の徹底に注力しております。しかしながら、事業を進めていく上で、その執行過程に関与する役職員の故意または過失により法令違反行為が発生する可能性は排除し得ず、周到的な隠蔽行為を伴った意図的な違法行為などについては、長期間にわたって発覚しない可能性もあるため、当社グループの業績に悪影響を与えるような損害賠償を取引先等から求められる可能性があります。

さらに、役職員の不正行為のみならず、法人としての当社またはグループ会社に法令違反その他の問題が認められた場合には、監督当局から課徴金の納付命令、業務の制限または停止等の処分・命令を受けたり、監督当局による検査への対応により業務の遂行に影響が及ぶ可能性があります。また、当社グループは情報管理の徹底や「個人情報の保護に関する法律」への対応については万全の体制を敷いていると認識しておりますが、過失や不正行為等により当社グループの保有する顧客情報等各種の情報が外部に流出した場合、当社グループの信用の失墜、クレームや損害賠償請求、監督官庁からの処分等を受ける可能性があります。

当社グループの事業は、お客様からの信用に依存している部分が大きいため、法令遵守上の問題が発生し当社グループに対する社会的信用が低下した場合には、お客様との取引が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす事態が生じる可能性もあります。

このほか「(19)規制等に関するリスク」に記載のとおり、当社はグループ各社の一部との関係において金融商品取引法等に定める主要株主に該当することから、当社自身またはその役員に一定の重大な法令違反等が認められた場合には、当社が「主要株主でなくなるための措置」その他必要な措置をとるように命令を受けるなど、有価証券関連業務をコア事業とする当社グループの事業や、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 内部統制に関するリスク

当社は平成21年3月期から金融商品取引法が定める内部統制報告制度の適用が開始されたことに伴い、財務報告に係る内部統制を強化しました。しかしながら、監査法人による内部統制監査の結果、当社の内部統制に重要な欠陥が発見され限定意見等が付された場合、当社グループの社会的信用が低下する可能性があります。

(22) 訴訟リスク

当社グループでは、経営方針等において、お客様本位の営業姿勢を掲げており、今後もより一層のサービスの拡充に努めていく所存ではありますが、お客様に対する説明不足やお客様との認識の不一致などによってお客様に損失が発生した場合には、当社グループが訴訟の対象となることがあります。その損害が当社グループの責任に起因する場合、当社グループは民法上、金融商品取引法上、またはその他の根拠に基づく損害賠償義務を負うこととなります。このほか当社グループは、広範な事業を行い、複雑な規制に服していることから、多数の当事者を巻き込み、多額の請求金額に上るものを含め、様々な訴訟リスクに晒されており、訴訟に伴う損害賠償そのもののみならず訴訟内容に起因する社会的信用の低下から当社グループの事業や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが事業に関して使用している商標やビジネスモデル等のなかには、現在出願中でまだ登録に至っておらず、権利が確定していないものもあります。当社グループの確認の不備等がなかった場合においても、結果として当社グループが第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償請求または差止請求を受ける可能性があります。

(23) レピュテーション・リスク

当社グループの事業は、法人、個人のお客様や市場関係者からの信用に大きく依存しております。「3 事業等のリスク」に記載した事象が発生した場合、特に「(18)システム・リスク及びその他のオペレーショナル・リスク」、「(20)法令遵守に関するリスク」、「(21)内部統制に関するリスク」及び「(22)訴訟リスク」に記載したように、当社グループや役職員の責任に起因する法令違反や訴訟などが発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下する可能性があります。また、憶測に基づいたり、必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する可能性もあります。その結果、お客様による取引停止等が生じ、当社グループの事業や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) リスク管理方針及び手続の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理方針及び手続の強化に努めておりますが、リスク管理の有効性は事業内容やグループ内各企業の特性により異なります。また、新しい分野への急速な業務展開に際しては、必ずしも有効に機能しない可能性があります。

リスク管理の前提としては、市場や投資先に関する情報の収集・分析・評価が重要となりますが、その情報自体が不正確、不完全、あるいは最新のものではないことにより、適切な評価が行えない場合があり、また、リスク管理手法の一部には、過去の動向に基づく定量的判断があるため、予想を超えた変容や突発的事象に対しては、必ずしも有効でない可能性があります。リスク管理が有効に機能しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25)優秀な人材を確保できないリスク

当社グループでは、有価証券関連業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っております。いずれの分野でも高いパフォーマンスを発揮するには、優秀な人材の確保が前提となるため、業務特性に応じた人事制度、研修制度の充実及びその継続的な改善に努めております。しかしながら、金融業界内外において、優秀な人材確保への競争は激しく、優秀な人材の採用が困難な状態や外部、特に競合他社への大量流出等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26)会計基準や税制等の変更に関するリスク

日本の会計基準は、国際的な基準との調和を図ろうと改訂を重ねており、今後もこの方向で推移するものと予想されます。また、国際会計基準の日本での適用に向けての議論が進んでいます。これを受けて、将来、日本の会計基準が変更されることとなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、税制等が変更されることとなった場合においても、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(27)その他のリスク

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使期間が到来している種類株式に関して「その他有価証券評価差額金」を、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第10号）に基づいて当社連結貸借対照表の純資産の部に計上しております。当該種類株式を普通株式に転換し市場において売却を実行する際、市場環境によっては、期待する価格または時期に売却できない可能性があります。

また、コンピューター・システムの取得・構築に係る投資により発生する償却コスト及び維持・運営コストの増大も業績に悪影響を及ぼす可能性があるほか、店舗・オフィス等の不動産やコンピューター・システムなどについて、資産の陳腐化、収益性または稼働率の低下による処分が生じた場合には、除売却損失の計上や、減損処理による損失計上が必要となる可能性もあります。

このほか、当社グループは税効果会計に係る会計基準に基づいて、税務上の便益を将来の課税所得等に関する見積もりや仮定に基づき繰延税金資産として計上しております。実際の課税所得等は見積もりや仮定と異なる可能性があり、将来において繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合には繰延税金資産は減額され、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与えることとなります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし